

# 上星川小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

はじめに

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布、9月に施行され、10月には文部科学省により「いじめ防止等のための基本的な方針」が、12月には「横浜市いじめ防止基本方針」が策定されました。横浜市の方針を受け、本校においても、平成26年3月に、上星川小学校「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

その後、平成29年10月に「横浜市いじめ防止基本方針」が改定されましたので、本校でも平成30年1月に改定を行いました。さらに、横浜市の方針を受け、令和4年度より、YP アセスメントシートの年間2回実施、令和5年度より5月に「いじめ早期発見のための生活アンケート」を行うことになり、年間計画の改定をいたしました。

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 2 いじめ防止等に向けての基本理念

- (1) 学校は、いじめほどの子どもにも起こりうる最も身近な人権侵害で「いじめは決して許される行為ではない」と「いじめられている子どもがいたら最後まで守り抜く」ことを基本に、いじめの早期発見・早期対応および継続的な見守りや指導・支援に組織的に取り組みます。
- (2) 学校は、一人ひとりの背景をよく見取り、担任と児童・児童間の信頼関係をつくり、何よりも「いじめの未然防止」のための取組に力を入れます。
- (3) 学校は、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応に組織的に取り組みます。学級担任が一人で抱え込むことなく、上星川小学校「学校いじめ防止対策委員会」が取組の中心となります（以下「いじめ防止対策委員会」）。
- (4) いじめによる重大事態が発生した場合、学校は横浜市教育委員会に直ちに報告をするとともに調査を開始します。調査で明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童や保護者に対して説明します。
- (5) 上星川小学校「学校いじめ防止基本方針」は、その方向性や実効性について毎年見直しを行い、必要があれば改定をします。

## 第2章 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### 1 「いじめ防止対策委員会」の構成員と運営

「いじめ防止対策委員会」は以下のメンバーで構成します。

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、学年主任（6名）、  
個別支援学級主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

構成メンバーの氏名は、毎年4月の入学式・始業式の日配布する「学校だより」でお知らせします。

「いじめ防止対策委員会」は、「基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、いじめ事案に組織的且つ実務的に取り組む中核となり、必要に応じて、心理や福祉等の専門知識を有する者の参加を求めます。「いじめ防止対策委員会」は学校運営会議で月1回（定期的に）開催します。また、いじめの疑いがあつた時点で、直ちに開催します。校長等の責任者は組織的に対応策を決定し、会議録を作成・保管し進捗の管理を行います。

### 2 「いじめ防止対策委員会」の活動内容と年間計画

4月	○「いじめ防止対策委員会」（基本方針及び年間活動計画の確認といじめ案件の引継ぎ） ○職員研修会（基本方針の確認といじめに関する情報の共有） ○児童・保護者・地域への啓発（朝会、学校だより、学校説明会）
5月	○定例「いじめ防止対策委員会」（家庭訪問後の情報共有） ○「いじめ早期発見のための生活アンケート」の実施

	(記名式アンケート・教育相談)
6月	○定例「いじめ防止対策委員会」(未然防止の取組の状況確認、情報共有) ○Y-P アセスメントシート実施① 支援検討会
7月	○定例「いじめ防止対策委員会」(アンケートおよび個人面談の情報共有) ○職員研修会(未然防止の取組の充実をめざして) ○小中ブロック子ども会議(8月区交流会に向けて)
8月	○夏休み中の情報収集 ○夏休み明けの教育相談の企画 ○定例「いじめ防止対策委員会」(情報共有) ○横浜子ども会議 区交流会
9月	○定例「いじめ防止対策委員会」(情報共有)
10月	○定例「いじめ防止対策委員会」(前期振り返りと後期の取組の確認、情報共有)
11月	○定例「いじめ防止対策委員会」(情報共有) ○Y-P アセスメントシート実施② 支援検討会
12月	○いじめ解決一斉キャンペーン実施 (無記名式アンケート・教育相談) ○人権週間の取組 ○学校評価アンケートの実施 ○定例「いじめ防止対策委員会」(アンケートおよび個人面談情報共有)
1月	○定例「いじめ防止対策委員会」(情報共有)
2月	○教育相談の企画 ○学校評価の集約・分析 ○定例「いじめ防止対策委員会」(基本方針の見直し、情報共有) ○学校づくりアンケート(児童・保護者)の実施
3月	○定例「いじめ防止対策委員会」(次年度基本方針の確定、いじめ案件の引継ぎ確認)

○サイバー教室(5・6年生対象、時期は当該学年で決定) ○非行防止教室(4年生対象、時期は当該学年で決定)

※ いじめの相談・通報の窓口、いじめの対応組織としての活動は年間を通して行います。  
また、毎月行われる星の子安心委員会において、いじめに関する情報共有を全職員で行います。

### 第3章 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### 1 いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まります。

##### (1) 授業づくり

学校は、わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫します。算数科や道徳科を重点に授業改善を進めていきます。

##### (2) 規律ある生活

学校は、児童が授業中の望ましい規律を身に付けられるよう学校生活や学習のルールを指導を行います。

##### (3) 集団づくり

学校は、学級や学年や学校が児童にとって安心できる居場所となるよう、道徳、人権教育、「豊かな心の育成」プランをもとに集団づくりを進めていきます。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用します。

##### (4) 児童が主体となったいじめを防ぐための活動

児童主体の、運営委員会による取組、全校活動部のなかよし活動、学年ブロックでの交流、児童会のスローガンの取組がいじめの未然防止につながるように支援していきます。

##### (5) 登下校時の見守り活動

年度初めの登校班指導、教職員による登校班見守り活動、保護者・地域の有志の方々による見守り、見守り隊による安全・安心まちづくり活動などにより登下校時の安全確保に努めています。

##### (6) 人権教育の推進と道徳教育の充実

学校はいじめのない、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指して、あらゆる教育活動を通じ、人権教育を推進していきます。また、道徳教育を充実させることも不可欠です。道徳の年間指導計画の中に「いじ

め防止」に繋がる内容を位置づけます。

### (7) 体験や交流活動

小学校6年間の中に、社会科見学や体験学習、またペア学年を核とした仲良し活動、ブロック学年による交流や、幼稚園・保育園、中学校との交流などを計画的に配置し、実施します。様々な人と触れ合うことや、他の児童や大人との関わり合いを大切にしていくことを通して、思いやりの心を育てていきます。

### (8) 教職員の態度・言動

児童と直接関わる教職員の態度や言動は、児童の考え方や行動に大きな影響を与えます。不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気を付けます。また学校は、障害（発達障害を含む）のある児童への理解を深め、児童の特性に応じた合理的な配慮や指導・支援の工夫を行います。

## 2 いじめの早期発見

### (1) いじめの積極的な認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われます。ささいな変化であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切な関わりをもち、いじめを積極的に認知することが必要です。（いじめアンケートの実施等）

### (2) 見守りと信頼関係の構築

日常的な教職員の見守りと教職員と児童の信頼関係の構築がいじめの早期発見に繋がります。そのために、適宜教育相談を実施したり、いじめ見守りシートの活用をしたりします。

### (3) ネット上のいじめ対策

ネット上のいじめを防ぐためには、まず何よりも保護者がパソコンやスマートフォン等のもつ危険性を認識し、使用上のルール設定や使用状況の把握を徹底して行うことが大切です。学校は、次のような取組を通して、ネット上のいじめ防止に努めます。

- ・児童の発達段階に応じて、パソコンやスマートフォン等の使用上の注意点やネット上のコミュニケーションツール（Eメール、LINE、X、Facebook、ブログ、電子掲示板等）を利用する際のマナーや注意点などを指導します。  
(情報モラル教育)
- ・保護者が、児童のパソコンやスマートフォン等の利用によって生じる危険性やトラブルについて、正しく理解し、児童に対して適切な指導ができるよう情報提供を行います。
- ・ネット上のいじめが発生した場合にも、通常がいじめが発生したとき同様に、迅速かつ組織的に対応を進めます。

## 3 いじめに対する措置

### (1) 事実の確認

いじめ又はいじめと疑われる情報を発見又は通報等により得た学校職員は、直ちに当該の学年主任、学級担任へ連絡します。連絡を受けた学年主任、学級担任は、児童支援専任および管理職へ報告した上で、必要があれば直ちに関係児童の聴き取り等を行い、事実を確認します。

### (2) 対応組織

いじめの可能性が高いと判断した場合には、校長は直ちに「いじめ防止対策委員会」を招集し、今後の対応について協議し、組織的な対応を開始します。特に、迅速な対応が必要で、委員会の招集に時間を要する状況の場合は、当該の学年主任・学級担任が児童支援専任、校長、副校長とともに当面の対応を進めます。また、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

### (3) 当該児童に対して

いじめの討議児童に対しては、「最後まで守り通す」ことを基本姿勢に、事情や心情を丁寧に聴取します。また、児童のプライバシーを守ること、迅速に保護者へ連絡することに留意します。

### (4) 関係児童に対して

いじめの関係児童に対しては、「いじめは決して許されることではない」ことを基本姿勢に、毅然とした態度で指導をします。ただし、事情や心情の聴取は丁寧に、児童の人格の成長を旨とした教育的配慮のもとで行い、事前情報や教職員の思い込み等による一方的、一面的な解釈で対処しないように注意します。また、児童のプライバシーを守ること、迅速に保護者へ連絡することに留意します。さらに、いじめを見ていた児童に対しても状況に応じて、臨時の学級会、集会などをひらいて、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考えていきます。

(5) いじめの解消

《いじめ解消の要件》

少なくとも2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記（1）～（4）の一連の対応後も（表面的には解決に至った場合も含む）被害児童、加害児童およびいじめがおきた集団への継続的な見守りやケア、指導・支援を行うことが再発防止には欠かせません。「いじめ防止対策委員会」は、そのための具体的な方策を考え、組織的に取り組んでいく体制を構築します。

(6) 教職員等への研修

定例の職員会議、学年研究会、日常の職員打ち合わせおよび臨時的な打ち合わせや会議、研修会の中で必要に応じて情報交換と対応策の協議や確認を行います。

(7) 学校運営協議会等の活用と保護者・地域との連携

学校だよりや「星の子懇話会」等を通して、保護者・地域との情報の共有をはかります。

(8) 関係機関・専門機関との連携

「いじめ」が暴行や傷害等触法行為にあたりと認められる場合や児童の生命、心身又は財産に重大な被害等が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守ることが必要になるケースもあります。学校は、警察の他、次のような機関と必要に応じて連携しながら対応や取組を進めていきます。

- 横浜市教育委員会（西部学校教育事務所、特別支援教育総合センター）
- 警察（保土ヶ谷警察署、神奈川警察署、神奈川県警察少年相談・保護センター）
- 児童相談所（西部児童相談所、中央児童相談所）
- 療育センター（西部療育センター、東部療育センター）

障害（発達障害を含む）が関係する可能性のあるいじめについては、障害に関する専門研修を積んでいる特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーが児童、保護者との相談やカウンセリング等をすすめるとともに、関連する専門機関を紹介することができます。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされています。

### 2 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに横浜市教育委員会に報告します。

#### (1) 調査の実施

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行います。学校は、教育委員会の指導・支援を受けながら調査を実施します。学校は調査を行うために「いじめ調査委員会」（構成メンバーは「いじめ防止対策委員会」の委員を中心に組織することを基本としますが、事態の内容や状況によって校長が判断し、指名します）を立ち上げ、調査を実施します。

#### (2) 被害児童・保護者への情報提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明します。これらの情報提供に当たっては、学校は他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

## **第5章 いじめ防止対策の点検と見直し**

上星川小学校「学校いじめ防止基本方針」は、より実効性の高い取組を実施するため、基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ防止対策委員会」を中心に少なくとも年1回点検し、必要に応じて見直しを行います。

上星川小学校「学校いじめ防止基本方針」が改定された場合は、学校だより等で改定の内容や理由をお知らせし、学校ホームページにも公表します。